

令和4年3月16日発生
**福島県沖地震による損壊
 家屋等の解体事業**

り災証明書等の判定結果が、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の判定を受けた個人所有の住宅や中小企業の事務所等について、解体撤去を市が行います。

既に自費で解体撤去を行った損壊家屋等についても、市が必要と認めた部分の費用について、限度額の範囲内で補助を行います。

なお、建物すべてを解体撤去した場合のみ対象となりますので、一部解体やリフォームについては対象となりません。

※この事業は、二次災害の防止や生活再建支援を図ることを目的としています。このため、実際に住んでいる住宅等とそれに付属する建物や公道に面した建物が解体撤去の対象となります。
申請受付期限 6月30日(木)

令和4年3月16日発生
福島県沖地震により倒壊したブロック塀等の収集運搬等事業

福島県沖地震の影響により市道等に倒壊したブロック塀等について収集運搬等を市が行います。

既に自費で収集運搬等を行ったブロック塀等についても、市が必要と認めた部分の費用について、限度額の範囲内で補助を行います。

なお、民有地間の境界で崩れ落ちたブロック塀等は対象となりません。
申請受付期限 6月30日(木)
問い合わせ：
 生活環境課環境衛生係

☎(55) 5103
 Fax(22) 4479



木造住宅耐震診断
あなたの住宅は、強い地震にも耐えられますか？

旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者、賃借者または購入予定者が、住宅の耐震診断を希望する場合、診断者を派遣します。

対象住宅
 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
募集戸数 7戸程度(先着順)
申請期間 6月1日(水)～
個人負担額 6千円～9千円
 ※住宅の規模により変わります。

※通常、調査には約15万円の費用が掛かりますが、その大半を国・県・市が負担します。

成果品
 耐震診断結果、補強計画および住宅平面図

◎問い合わせ・申し込み：
建築住宅課住宅係
 ☎(55) 5133
 Fax(23) 1197

**栄えある叙勲受章
 おめでとうございませう**

春の叙勲、危険業務従事者叙勲の受章者が発表され、各分野で活躍・貢献された方々が受章されました。受章された皆さまをご紹介します。

瑞宝双光章

遠藤 正文さん(72)
 元福島県警視(田沢)



瑞宝単光章

児玉 雅義さん(72)
 元福島県警部補(郡山台)



瑞宝単光章

松山 光男さん(81)
 元消防団分団長(松岡)



瑞宝単光章

齋藤 薫さん(72)
 元福島県警部補(西池)



令和4年3月16日発生 福島県沖地震で「一部損 壊」の被害を受けた住宅 の修理支援

福島県沖地震により、お住まいの住宅が被害を受け、住み続けるために修理した場合に、対象となる修理を支援します。

対象となる住宅

地震の時にお住まいの住宅で、り災証明書により一部損壊の判定を受けたもの

対象となる修理

次の箇所のうち、地震被害を受け、日常生活に必要不可欠であるため、復旧修理をしたもの

- ・屋根、柱、床、外壁、基礎、はり、ドア、窓、トイレ、浴室、浄化槽

支援内容

修理費が20万円以上の場合、一律10万円を補助

申請手続

申請には、次のものが必要です。

- ・り災証明書(写しでも可)
- ・修繕箇所ごとの内容が分かる見積等の明細書、領収書
- ・施行前・施行中・施行後の

写真

※申請の際は、印鑑(朱肉を
使うもの、認め印可)をお
持ちください。

申請期限

令和4年11月30日(水)

受付窓口

- ・建築住宅課住宅係(市役所2階)
- ・各支所地域振興課市民福祉係

その他の修理制度について

- ・令和4年3月福島県沖地震で、準半壊以上の被害を受けた世帯が対象となる住宅応急修理事業は、現在、申請を受け付けています。
- ・令和3年2月福島県沖地震で、一部損壊の被害を受けた住宅修理支援は、申請期限が令和4年8月31日(水)となっております。

令和4年3月16日発生 福島県沖地震で被害を受 けた屋根の改修補助

福島県沖地震で瓦がずれる、落下するなどの被害を受け、屋根の改修をする(した場合、改修工事費の一部を補助します。

※この制度を利用する場合、屋根に関する修理支援を併用することはできません。

対象となる建物

市内の建物で、瓦屋根の被害を受け、り災証明書が交付されたもの

対象となる改修

国の新たな告示基準に基づき瓦全てを緊結するか、鉄板ふきにふき替える改修

※施工中、施工後の写真で実

施状況を確認します。

補助金額

改修工事費の23%

※限度額は、55万2千円です。

申請手続

該当するかどうか、次のものを持参し、左記まで相談をお願いします。

- ・り災証明書(写しでも可)
- ・改修工事の経費内訳の分かる見積書
- ・(改修済みの場合)施工中、施工後の写真

◎問い合わせ・申し込み

建築住宅課住宅係

☎(55)5133
Fax(23)1197

市民が主役。

「市民を守る」
〜二本松市消防団、
〜市長からの手紙〜



二本松市長
三保 恵一

規律厳正、士気旺盛な消防団員の皆様に接し、二本松の安全揺るぎなしの感を強くしているところです。

消防団員の皆様には、多忙な生業のかたわら、郷土愛と崇高な消防精神を持って、防災の第一線に立ち、市民の生命身体、財産を守るためにご活躍いただき、それが本市の発展の原動力となっておりますことに、敬意と感謝を申し上げます。

近年、少子高齢化が進行し、全国的に消防団員の確保が難しくなっておりますが、団員定数の見直しや機能別団員の設置等を実施し、今年度は、77人の新入団員(再入団含む)と128人の機能別団員を迎えることができました。

団員の活躍を支えていただいておりますご家族の皆様、消防団活動にご理解をいただいております企業の皆様のご協力賜物であり、感謝を申し上げます。

二本松市における令和3年の火災発生件数は、20件であり、昨年に比べて4件の増加となりました。

中には、不審火と思われる

火災も発生しており、改めて予防消防に対する重要性を認識しております。

改めて、自主防災の意識の高揚を図っていただきますようお願い申し上げます。

市といたしましては、消防施設の整備や機器の導入、装備の強化など、社会環境の変化に即した消防防災力の充実強化を図り、火災の発生を防止し、死者を減少させ、財産の損失を防いでまいります。

さらに、関係機関と一体となって「災害に強いまちづくり」、「災害のないまちづくり」、平和で豊かな「住み良い二本松市」の実現に取り組んでまいります。

二本松市消防団員の皆様には、日頃からの訓練、弛まぬ努力の積み重ねにより、その能力を十分に発揮されることを強く望むところであります。

今後、市民の安全・安心のため、ご活躍くださいますようお願いいたします。

春季合同検閲



春季合同検閲